

委員会への付託等から除外する陳情の取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、委員会への付託、委員会の審査及び会議の審議(以下「委員会への付託等」という。)から除外する陳情の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(委員会への付託等から除外する陳情)

第2条 議長は、郵送による陳情にあつては、委員会への付託等を行わず、陳情書の写しを各会派に配付することにより陳情者の要望を各議員に伝えるものとする。ただし、議会運営委員会での協議は妨げない。

2 議長は、前項以外のもので、次の各号に定める陳情にあつては、議会運営委員会での丁寧な協議を経た確認をもって委員会への付託等を行わず、陳情書の写しを各会派に配付することにより陳情者の要望を各議員に伝えるものとする。

- (1) 特定個人若しくは団体を侮辱し、その名誉若しくは信用を毀損すると認められるもの
- (2) 個人のプライバシーを侵害すると認められるもの
- (3) 職員に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの
- (4) 市、市議会、市の執行機関、国会その他関係行政庁に違法な行為を求めるもの
- (5) 裁判所に係属中の事件、審査庁において審理中の行政不服申立事件その他継続中の争訟事件について、当該事件の当事者、判断権者その他事件関係人の行為に影響を及ぼし得るもの、及び裁判についてその是非を問うたり変更を求めるなど司法権の独立を侵害するもの
- (6) その他、議会運営委員会が委員会への付託等になじまないと認めたもの

付則

この基準は、平成30年11月27日から施行する。